

令和2年4月27日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部  
(事務局：保健医療介護部がん感染症疾病対策課)  
直 通：092-643-3268  
担当者：武藤

## 休業要請に応じない施設の管理者に対する事前通知の発出について

- 本県では、本年4月7日の国の緊急事態宣言を受け、4月14日から5月6日までの間、事業者の皆様へ新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく「施設の使用停止（休業）」等の協力要請を行ったところであり、既に県内の多数の施設でご協力をいただいています。
- このような中、「施設の使用停止（休業）」の協力要請の対象となるものの、営業を継続している施設があるとの声が県に寄せられており、特にパチンコ店に関するものが約5割を占めています。
- 週末土日（4月25日、26日）のパチンコ店の休業状況について調査をした結果、県内365店舗中22の店舗が営業していました。
- パチンコ店は、多くの人が集まり、いわゆる「3密」の環境となりうるものであり、施設の使用を継続した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延につながる可能性が高いと考えられます。
- 間もなく大型連休が始まります。9割以上のパチンコ店が休業している中、一部の店が営業し、そこに多くの人が集まることになれば、感染が発生するリスクが高くなるため、国が示したガイドラインに基づき、本日、営業を継続しているパチンコ店に対し、同法第45条第2項に基づく「施設の使用停止（休業）」を要請することも視野に入れて「事前通知」を発出することにしました。
- この通知を受け取った施設管理者が、4月29日午前10時までに施設の使用を停止（休業）してないことを確認できた場合は、同日、速やかに、同法第45条第2項の規定に基づく「施設の使用停止（休業）」の要請を行い、同条第4項の規定に基づき、県ホームページに施設名及びその所在地、要請の内容、要請を行った理由の公表を行います。

### 【事前通知の概要】

- <通知日> 令和2年4月27日（月）
- <通知先> 休業要請に応じないパチンコ店22店
- <通知内容> 別添のとおり

「〇〇〇」施設管理者 様

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長

福岡県知事 小川 洋

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止の要請について

本県では、本年 4 月 7 日の国の緊急事態宣言を受け、緊急事態措置として、事業者の皆様には、4 月 14 日から 5 月 6 日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく「施設の使用停止」等の協力要請を行ったところであり、既に県内の多数の施設でご協力をいただいているところです。

さて、貴施設は、同法に基づく「施設の使用停止」の協力要請の対象となっておりますが、貴施設が使用を継続しているとの声の本県に寄せられており、4 月 26 日の現地確認により、施設の使用継続の事実について確認をしたところです。

貴施設は、業務の性質上、多くの人が集まり、いわゆる「3密」の環境となりうるものであり、施設の使用を継続した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延につながる可能性が高いと考えられることから、4 月 29 日午前 10 時以降も業務継続が認められた場合、同法第 45 条第 2 項に基づく「施設の使用停止（休業）」を要請することになります。

つきましては、貴施設におかれましても、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と県民の命を守るため、是非「施設の使用停止（休業）」の要請について、ご理解とご協力いただきますとともに、本通知到着後、4 月 29 日午前 10 時までに「施設の使用停止（休業）」をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、4 月 29 日、同法第 45 条第 2 項の規定に基づく要請を行った場合、同条第 4 項の規定に基づき、当県ホームページにおいて、以下の内容について公表を行います。

- 1 対象施設名 : 〇〇〇
- 2 所在地 : 〇〇〇
- 3 要請の内容 : 施設の使用停止（休業）
- 4 要請の理由 : 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため

おって、施設の使用を停止した場合には、4 月 29 日午前 10 時までに下記問い合わせ先にご連絡をお願いします。なお、ホームページ掲載後に施設の使用を停止した場合には、上記の掲載情報を削除します。

福岡県新型コロナウイルス対策本部事務局

電話番号：092（643）3268

ファックス：092（643）3697